

## 生徒心得

### 1. 礼儀・服装の心得

- (1) 礼儀を正しく、言語動作は本校生徒としての品位を保つようにする。
  - (2) 本校の制服を着用する。生来の頭髮で生活する。(染髪・脱色・エクステ・ウィッグ等は禁止)
  - (3) 服装は質素を旨とする。
  - (4) 登校は靴ばきとする。運動場では別に運動靴を用いる。また体育館においては、体育館ばきを用いる。
2. 登校下校の心得
- (1) 登校下校時間を厳守する。始業、終業および下校時刻は次の通りである。

始業時刻…8時30分 (ショートホームルーム開始)  
 終業時刻…午後3時10分。  
 下校時刻…午後5時。

- (2) 下校時刻後の居残りは、原則として認めない。(末尾参照)
  - (3) 休業日には無断で登校しない。あらかじめ顧問や学級担任等関係教員と連絡を取り、指示を受けること。
3. 校内生活の心得

- 17 -

に指導を依頼し、活動許可願によって許可を受けること。

- (5) 自転車通学を希望する場合、学級担任に申し出し、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、申請すること。

### 5. 保健衛生上の心得

- (1) 清掃は必ず監督教員の指示に従う。
- (2) 保健室の利用に際しては、養護教諭の指示に従う。
- (3) 学校感染症と出席停止について  
 学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」として、感染症の種類と出席停止の期間が定められている。これらの感染症にかかっている(またはかかっている疑いのある)生徒は感染拡大防止などの理由から出席停止となる。(休んだ期間は欠席にならない。)学校感染症の可能性があつて欠席する場合には、授業開始時間前に担任へ連絡すること。また、診断の結果についても速やかに連絡すること。医師の指示等により他へ感染させるおそれなくなつたときは、90ページにある「学校感染症による登校許可書」に医療機関で記入してもらい、登校した際に担任へ提出すること。なお病気の状況によっては、お薬手帳や処方箋のコピー等の提出が必要になる場合がある。

- 19 -

### (4) その他

- (1) 学校行事や体育への参加等で診断書が必要な場合は、94ページにある「受診報告書」を活用する。
- (2) 欠席その他身異動上の心得  
 (1) 欠席、遅刻、早退、欠課および忌引をする場合は、担任に連絡する。届出書式は別に定める。  
 (2) 公共交通機関の遅延による遅刻(30分以上)の場合の届出について  
 ① 登校時に授業担当教員から「公共交通機関の遅延による遅刻届」用紙を受け取る。(学校到着時刻の認定を受ける)  
 ② 授業後に用紙に必要事項を記入の上、授業担当教員から「到着時刻」の記入と「認定」を受ける。  
 ③ 認定済みの用紙を職員室の提出箱に提出する。  
 (3) 不幸があつた場合は下記の基準で、忌引にすることができ。
  - 父母 7日以内
  - 祖父母および兄弟姉妹 3日以内
  - 曾祖父母および伯叔父母 1日以内
- (4) 休学、転学、退学および復学の際は、保護者が学級担任に相談し、「願」を校長に提出する。また、病気による休学の場合は医師の

- 21 -

- (1) 登校後は外出しない。学級担任が認めた場合に限り、外出許可願に記入し、許可を得る。
  - (2) 早退するときは理由を生徒手帳に記入し、学級担任の許可を得る。
  - (3) 学校の建物、器具等すべてが公共物大切に、破損したときは、すぐ学級担任・顧問に届け出てその指示を受ける。
  - (4) 標本、器具、運動用具等の使用に当たっては、担当教員の許しを受け使用後は必ず元の位置に戻しておく。
  - (5) 生徒に来訪者があつた場合には、必ず学級担任の了解を得てから面会する。
  - (6) 集会、諸掲示その他生徒間で催す行事等はあらかじめ顧問や学級担任等関係の教員に届け出る。
  - (7) 自習時間の場合は当該教室を使用する。
4. 校外生活の心得

- (1) アルバイトは原則としてしない。  
 止むを得ない事情を得て担任に届けること。場合は、保護者の許可を得て担任に届けること。
- (2) 旅行の際は必ず所定の旅行届を提出する。
- (3) 登山、水泳等危険をとまなう旅行をするときは、綿密な計画と周知な準備をし指導を受ける。
- (4) 対外試合、他校訪問等の校外における活動は、あらかじめ顧問や学級担任等関係の教員

- 18 -

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

感染症の種類	出席停止期間の基準等
第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、コレラ、急性出血性結核、チフス、傷寒、急性脳炎、流行性脳脊髄膜炎、流行性乙型脳炎、流行性脳脊髄膜炎(MSARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定位インフルエンザ	治療するまで
第2種 インフルエンザ(特定位インフルエンザを除く) 百日咳	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで、 特有な症状が発生するまで、 はげや白目の腫れ、赤み、かゆみ、 治癒が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳-鼻-喉炎(おたふくかぜ)	目下解熱、新下眼または舌下腺の腫れが解熱した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん(三日ばしか)	発症するまで
水痘(おぼろげそう)	全ての発しんが痂皮化した後2日を経過するまで
咽頭結核熱(ブール熱)	発熱により咽頭炎その他の医師に認められるまで
結核	病状により咽頭炎その他の医師に認められるまで
髄膜炎(髄脊髄炎)	病状により咽頭炎その他の医師に認められるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パルチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により咽頭炎その他の医師に認められるまで
第3種 登陸感染症、ウイルス性肝炎、性足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、急性骨髄髄膜炎(シロコウカスなど)	条件によって出席停止の措置が考えられる疾患 念見相俵が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

\* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)

- 20 -

診断書添える。

- (5) 保護者および住所の変更等は、学級担任を経て校長に届け出る。なお、改名等の場合は事実が分かる証明として、戸籍謄本を添える。届出は経営企画室に用意されている所定の用紙による。(35ページ経営企画室についてを参照)

- 22 -